

第12回千葉海区漁業調整委員会

1 日 時 令和8年6月15日（月）午後1時27分から

2 場 所 プラザ菜の花4階「楨」

3 出席者

委 員 石井 春人、鈴木 直一、佐久間 國治、中村 繁久、高橋 敏夫、
平島 孝一郎、佐藤 光男、松本 めい子、酒井 光弘、小栗山 喜一郎、
坂本 雅信、和田 一夫、黒沼 吉弘、篠原 克二郎、本田 直久

専 門 委 員 齋藤 御津久、嶋津 圭一

水 産 課 宮嶋課長
篠原漁業調整班長、五味主査、志村技師
原口漁船漁業班長

漁業資源課 原課長
赤羽資源管理班長、高山主査、辻技師

水産事務所 銚子：坂本所長、辻技師
館山：荒井所長、渡邊副主査
勝浦：三田所長

水産総合研究センター 尾崎資源研究室長

事 務 局 永野副技監、田島技師

4 議 題

- (1) くろまぐろに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の変更
について（諮問）
- (2) まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和8管理年度における知事管理
漁獲可能量の設定について（諮問）
- (3) 遊漁のまき餌釣りに係る委員会指示について
- (4) その他

5 審議経過

【永野副技監】

定刻となりましたので、ただいまから第12回千葉海区漁業調整委員会を開会いたします。

それでは、石井会長から御挨拶を申し上げます。

【石井会長】

皆様には第12回千葉海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。
ます。

6月に入りまして、いきなり台風の影響による大雨から始まり、先週末には、気象庁から関東地方の梅雨入りが平年並みの6月7日に入ったとの発表がありました。鬱陶しく、じめじめとした季節が本格的に始まりますが、委員の皆様におかれましては、体調に御留意いただき、健康に過ごしていただきたいと思います。

さて、浜の状況では、低迷していた勝浦漁港でのカツオの漁獲量が、5月の連休明け以降、好調に転じています。この漁模様が続くことを祈るばかりです。

本日の議案は、令和8管理年度のくろまぐろの知事管理漁獲可能量や、同じくさばの知事管理漁獲可能量、遊漁のまき餌釣りに係る委員会指示についてです。

いずれも重要案件ですので、委員の皆様方の慎重審議をお願いいたしまして、挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いします。

【永野副技監】

ありがとうございました。

本日の委員の出席状況を御報告申し上げます。委員定数15名全員に出席いただいておりますので、漁業法第145条第1項で規定する過半数の委員の出席を満たしておりますので、本日の委員会は成立していることを御報告申し上げます。

なお、田邊専門委員から出席できない旨連絡がございました。

次に、議長でございますが、委員会会議規程第3条の規定により、石井会長にお願いいたします。

【石井会長】

それでは、議事を進行します。まず、本日の議事録署名人ですが、委員会会議規程第11条の規定により、私から指名します。高橋委員と松本委員にお願いいたします。

続いて、議題に入ります。第1号議案「くろまぐろに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）」を上程いたします。事務局から朗読を

お願いします。

【田島技師】

(朗読)

【石井会長】

続いて、漁業資源課から説明をお願いします。

【赤羽班長】

漁業資源課資源管理班の赤羽です。第1号議案について説明させていただきます。

資料の2ページをお開きください。本議案は、令和8年4月1日から始まっておりますくろまぐろの令和8管理年度の漁獲管理について、令和8年5月29日付で国から本県に追加配分があったことから、これを反映し知事管理漁獲可能量を変更するため、お諮りするものです。

なお、資料3ページ、4ページには、別紙として、今回国から通知のあった変更後の漁獲可能量及び管理区分への配分量、5ページ、6ページには新旧対照表を添付しておりますが、説明には、考え方も含めて整理した別紙資料としてお配りしておりますA3の資料1-2で御説明しますので、お手元に御用意ください。

資料の表題は「くろまぐろの令和8管理年度の繰越し等に係る追加配分量について（案）」としており、今般、国から追加配分された数量を本県各管理区分に配分する考え方を示したものです。配分の考え方につきましては、3月の海区委員会にお諮りし、御了解いただきました当初配分の考え方を踏襲し、漁業種類別、地区別、期間別の漁獲実績に応じた比率で配分しております。

資料の構成は、上段に30キロ未満の小型魚、下段には30キロ以上の大型魚の追加配分をお示ししております。表の左から大きく3つのブロックに分けておりまして、一番左は県由来の追加配分量を算定するためのブロックであり、前期の令和7管理年度の実績などをお示ししております。真ん中は、令和8管理年度の変更後の漁獲可能量案について、県由来・国由来ごとの追加配分の内訳を示したブロックとなります。一番右側のブロックは、変更後の漁獲可能量について、漁業種類別、地区別、期間別に配分した数量を示しており、本体資料3ページ、4ページの配分する数量の数字が黄色

で網かけした数字と一致しています。

それでは、以上を踏まえまして、まず、くろまぐろ小型魚、30キロ未満の追加配分量について説明いたします。今回国から示されたくろまぐろ小型魚の変更後の数量は98.7トンで、表の左上の赤い字でお示ししたとおり、追加配分量は17.2トンです。この数字は、表にあります⑨県の繰越しに由来する追加配分量と⑩国の繰越しに由来する追加配分量を合計した数字になります。表の左側のブロックから合計の欄を中心に御説明します。

左のブロックは、県の繰越しに由来する数量の算定と各管理区分への繰越し可能量をお示ししております。①の基礎となる漁獲可能量は、令和7年度の当初配分量である81.5トンであり、各漁業種類・地区別の値は、県方針で定めた過去の実績を用いた②の当初配分比率を掛けて算出しています。

次に、③の期末配分量108.6トンから④漁獲実績96トンを差し引いた12.6トンが⑤の前管理年度の未利用分となります。

これに対し、令和7管理年度から繰り越せる上限は①基礎となる漁獲可能量の10%と定められており、本県においては、81.5トンの10%である8.1トンが⑥の繰越し上限となります。

⑦の繰越し可能量は、各管理区分に、⑥を繰越し上限として⑤の未利用分をそれぞれ割り当てております。なお、資料下の米印の2のとおり、漁業の種類別・地区別の繰越し上限を超える未利用分については、県全体で繰り越せる場合に、限り県留保とするとしております。これにより、⑥県繰越し上限8.1トンから⑦の管理区分の合計7.9トンを差し引いた差分0.2トンを県留保としています。

次に、右に移っていただきまして、真ん中のブロックは、今回の追加配分の総量と各管理区分への配分をお示ししております。⑧は令和8管理年度当初配分である81.5トン、⑨は、先ほど左のブロックで算出した県由来の追加配分量である8.1トン、⑩は、国全体の繰越し量等を原資とした追加配分量である9.1トンとなります。

なお、令和7管理年度の漁獲につきましては、消化率が8割を超えておりますので、国の追加配分には消化率メリット4.8トンが含まれています。

県留保は県方針によりおおむね2トンと定めておりますので、当初配分量の2トンのままとし、⑨県由来の繰越し配分量については、8.1トン全量を各管理区分に配分しています。

⑨と⑩を合計すると⑪の今回の追加配分量の総量17.2トンとなり、⑧の当初配分量との合計が⑫の欄に赤字で記載した98.7トン、本県で定められた変更後の漁獲可能量になります。

⑫の黄色で網かけしたマスに各管理区分配分した数量及び県留保分をお示ししております。上から、漁船漁業の銚子・九十九里地区は20.0トン、夷隅地区が36.7トン、安房地区が18.3トン、定置漁業が21.7トン、県留保が2トンとなります。

矢印の右側のブロックには、各管理区分の追加後の配分量を期間別に配分した数量をお示ししております。銚子・九十九里地区は20.0トンの配分を第1期に6.7トン、第2期0.5トン、第3期に12.1トン、第4期に0.7トン配分しております。以下、夷隅地区では36.7トンを11.8トン、0.5トン、12.5トン、11.9トン、安房地区では18.3トンを6.1トン、0.5トン、4.7トン、7トンとそれぞれ配分しております。なお、定置漁業につきましては、21.7トンを通年で管理することとしております。

以上が小型クロマグロに関する追加配分の説明となります。

続きまして、資料の下段、「2 くろまぐろ大型魚30キロ以上の追加配分量について」を御説明します。

今般国から示されたくろまぐろ大型魚の変更後の配分量は93.7トンで、追加配分量は、大型魚の表の左上の赤い字でお示ししたとおり、15.1トンでした。先ほどの小型魚の説明と同様、この数量は、県の繰越しに由来する追加配分量と国の繰越しに由来する追加配分量を合計した数字になります。

表の左側から合計の欄を中心に御説明します。小型魚と同様、①の基礎となる漁獲可能量は、令和7年度の当初配分量である78.6トンとなります。

次に、③の期末配分量87.4トンから④漁獲実績81.9トンを差し引いた5.5トンが⑤の前管理年度の未利用分になります。

これに対し、⑥の繰越し上限は、①基礎となる漁獲可能量78.6トンの10%である7.8トンとなります。未利用分が繰越し上限の範囲内であるため、未利用分5.5トン全量を⑦の繰越し可能量としております。

⑦の繰越し可能量は、漁船漁業と定置漁業ごとに、繰越し上限として⑤の未利用分をそれぞれ割り当てていまして、残りの1トンを県留保としております。

次に、右の表に移っていただきまして、⑧の令和8管理年度当初配分量の78.6トンに⑨県由来の繰越し配分量5.5トンと⑩国由来の配分9.6トンを合計したものが、⑪今

回の追加配分量である15.1トンとなります。国の追加配分には、消化率4.9トンが含まれております。

⑧の当初配分と⑪の追加配分の合計は、⑫の欄、本県に定められた変更後の漁獲可能量93.7トンになります。

なお、県方針において県留保はおおむね4トンとしていることから、県留保は当初配分量の4トンのままとし、⑨県由来の繰越し配分量については、5.5トン全量を各漁業種類に配分しています。

また、この93.7トンについて、漁業の種類別に配分したもの及び県留保を⑫の黄色で網かけしたマスに示しており、上から、漁船漁業等が82.1トン、定置漁業が7.6トン、及び県留保4トンとなります。

矢印の右側のブロックには、この追加後の配分量を各管理区分ごとに期間別にお示ししており、漁船漁業等では82.1トンを第1期に39.7トン、第2期に6.6トン、第3期に9.5トン、第4期に26.3トン配分しています。なお、定置漁業につきましては、7.6トンを通年で管理することとしております。

最後に、資料1-1として関係法令を抜粋しておりますので、後ほど御覧ください。

説明は以上です。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。酒井委員、どうぞ。

【酒井委員】

毎年、繰越し分についていつも疑問に思っていたんですけども。繰越しの分の1割は次の年の繰越しになるということで、それ以上例えば残した場合、7%は国が管理して、その後、各都道府県に配分されるということになりますが、毎年思うんですが、これは、90%以上を、例えば93%、95%という数量を消化したほうが次にもらえる配分が得になるのか、それとも、90%以下、80数%で抑えたほうが次の年に配分が有利になるのか、いつも考えていたんですが。

今回に限って、ちょっと見させていただくと、小型魚に関しては90%今年は行かず、に88%程度止まっていると、去年より少ないような配分。今年、大型魚を95%ぐらい

まで消化したら、去年より多い。単純に比較してそうなっているわけじゃないと思うんですけども、実際これから来年、再来年と消化していく場合、どういう消化の仕方したら次の年繰り越せる分が多くなのか、少しでも多く配分していただきたいと思うので、その辺どうしたらいいかなというのをちょっと教えていただきたいなと思います。

【石井会長】

漁業資源課、どうぞ。

【赤羽班長】

漁業資源課資源管理班の赤羽です。

御意見にあったとおり、国のほうも、消化率メリットということで、漁獲実績が多い都道府県については、その分追加配分のときに消化率メリットを受けて多くもらえるという状況があります。なので、本県もそうですし、多くの県がこういったところを意識して漁獲管理のほうを行っておりまして、国全体、令和7管理年度の国留保を除いた各管理区分全体の消化率というところで言いますと、小型魚91%、大型魚93%ということで、いずれも9割を超えて、多くの県が取り残しのないように、ただ、とはいっても、各県に配分された知事管理漁獲可能量を超えないように調整しながら捕っているという状況があります。

なので、計算上9割のところまで捕ると、一番効率よく次の期への繰越しも含めていくのかなというふうに思っていますけれども、そういった形で、消化率のほうを各管理区分でしっかりと意識して漁獲管理のほうを行ってもらおうということが重要なというふうに考えております。

【石井会長】

酒井委員、どうぞ。

【酒井委員】

今、県の方針として、今まででも、大体70、80、90%というところどころで制限がかかって、90を超えた段階で操業停止となるんですが、大型魚に関して言えば、22ト

ンちょっとの当初配分に対して1割繰り越されるということで、繰越し後というのは2.2トンぐらいだったんだけど、その元になる配分が今度は78.6トンとなったので、繰越し分が8トン近く、7.8トンぐらい繰り越しているんですね。

今のところ、県の方針だと9割で操業停止ということになるので、その分7.8トン残ってしまうんだけど、そこで操業をストップされると、その分、捕る量に影響するということで、例えば95%までとかもう少しぎりぎりまで捕れるようにできないかなと漁業者のほうはちょっと考えているので、その辺をちょっと今後検討していただきたいなと思います。

【石井会長】

資源課、分かりましたか。資源課、どうぞ。

【赤羽班長】

昨年も、残り90%を超えてのそういった漁獲の考え方についてやり取りさせていただきまして、単価の下落とかそういったところも見ながら、管理のほう、漁獲の在り方を考えていくべきという御意見を受けて、ちょっとやり取りさせていただきました。引き続き、課題として考えていきたいと思います。

【酒井委員】

ひとつよろしく願いいたします。

【石井会長】

そのほかに何か御意見、御質問等ございましたら。

御意見も出尽くしたようですので、質疑を終了し、採決に移ります。第1号議案「くろまぐろに関する令和8管理年度における知事管理漁場可能量の変更について（諮問）」の原案に賛成の委員は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

【石井会長】

挙手全員により、第1号議案は原案どおり可決・決定します。なお、公示に当たり、県の法規担当課との調整により字句等に軽微な修正が必要となった場合には、私に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【石井会長】

分かりました。異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第2号議案「まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」を上程します。事務局から朗読をお願いします。

【田島技師】

（朗読）

【石井会長】

続いて、漁業資源課から説明をお願いいたします。

【赤羽班長】

漁業資源課資源管理班の赤羽です。第2号議案について説明させていただきます。

本体資料の8ページを御覧ください。本議案は、令和8年5月20日付で国から都道府県別漁獲可能量の当初配分があったまさば及びごまさば太平洋系群につきまして、本県における令和8管理年度の知事管理漁獲可能量の設定についてお諮りするものです。

漁業法第16条第1項におきましては、知事は、県の定めた資源管理方針に即して、国から配分された漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量を定めるものとされております。また、同条第2項には、知事管理区分の漁獲可能量を定めるときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされております。

次の資料2-1には、都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知をお示ししており、資料2-2には、知事管理漁獲可能量を定めるに当たっての根拠法令をお示ししております。後ほど御覧ください。

本体資料の9ページを御覧ください。令和8管理年度、本県に定められた数量と知事管理区分に配分する数量の案を示しております。本県に定められた数量は現行水準となっております。

資料2-3の資源管理基本方針及び千葉県資源管理方針の抜粋を御覧ください。こちらの上段にありますとおり、全体の漁獲量のうち、おおむね80%を構成する漁獲量上位の都道府県以外については、現行水準の漁獲量であればその資源に与える影響は少ないものと考えられることから、目安となる数量を示して、隻数・操業日数等の漁獲努力量を通じた管理を行うものとし、現行水準より配分が行われます。

中段にまさば及びごまさば太平洋系群の個別の資源管理基本方針の抜粋がありますが、こちらにも同様の内容が記載されています。

知事管理区分への配分の基準につきましては、下段にあります千葉県資源管理方針にありますように、複数の管理区分に分けることなく、千葉県まさば及びごまさば太平洋系群漁業として一元管理することとしておりますので、知事管理区分に現行水準を配分する案になっております。

なお、資料2-4に、まさば及びごまさば太平洋系群の知事管理区分に係る直近3か年のTAC配分と漁獲実績をお示ししております。後ほど御確認ください。

以上、第2号議案、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について説明させていただきました。

御審議いただきます前に、引き続き、2点ほど報告事項の御説明をさせていただきます。1点目は、本県漁業者にも関係する伊豆諸島海域におけるまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲可能量についてを漁業資源課から、2点目、まさば太平洋系群の資源状況及び諸問題について、水産総合研究センターから御報告させていただきます。

それでは、まず、伊豆諸島海域におけるまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲可能量について御報告させていただきます。つづりの資料2-4の次のページにあります右上に「参考」と書かれた資料を御覧ください。

伊豆諸島海域におけるまさば及びごまさばの漁獲可能量につきましては、関係都県で共通管理していくべきとの国からの指導によりまして、関係漁業者が所属する東京都、千葉県、神奈川県、静岡県で協議した結果、平成11年から東京都に対し1都3県の関係漁業者の漁獲可能量が一括で配分されることとなり、現在に至っております。

令和7管理年度の伊豆諸島における漁獲可能量につきましては、東京都において現

行水準に決定し、現在に至っております。令和8管理年度についても、国から数量は明示されず、現行水準として当初配分があり、漁獲可能量も現行水準となる予定です。

下段には、東京都の資源管理方針の概要を記載し、次のページには、平成21年漁期以降の当該海域における漁獲可能量と漁獲量を表に示しておりますので、後ほど御確認ください。

伊豆諸島海域におけるまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲可能量の報告については以上です。

漁業資源課からの説明は以上です。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

【石井会長】

続きまして、水産総合研究センターから説明をお願いいたします。

【尾崎室長】

水産総合研究センターです。それでは、お手元の資料3に沿いまして、マサバ太平洋系群の資源状況及び諸問題について御報告させていただきます。着席して報告させていただきます。

最初に、資源の状況について、水産庁による令和7年度の資源評価結果を基に御説明いたします。まず、1枚目の上の段、図1を御覧ください。これにはマサバの資源量と漁獲割合の経年変化をお示ししてあります。マサバ太平洋系群は、1990年代から2000年代にかけて低い水準でしたが、2004年級群の加入でやや増加した後、2013年級群の極めて高い水準の加入により増加いたしました。その後、近年では、2018年をピークに2019年以降は減少傾向であり、2024年の資源量は93万トンと推定されています。

次に、漁獲マサバ漁獲量の長期的な変動について御説明いたします。下の段、図2を御覧ください。図2には、7月から翌年の6月までを漁期としておりますマサバ漁期年におけるマサバ太平洋系群の漁法別漁獲量の経年変化をお示ししてあります。

漁獲量は、1990年から91年にかけて2万トン台にまで減少いたしましたが、近年は2013年級群の加入により増加し、全体としては、2017年に約53万トンまで増加した後、2024年には12.3万トンと大きく減少し、直近10年で最大の不漁となっております。日本の沿岸では、秋の高水温など海洋環境の影響もありますが、資源も減少局面に入っ

たとえられています。また、2015年以降は中国やロシアなどによる漁獲が増加し、全体に占める漁獲量の割合は増加しているところです。

このように、マサバ太平洋系群全体の漁獲量や資源量は、2000年代初頭と比べると高水準の状況ではありますが、国内での漁獲量の大きな減少が報じられているところです。

1枚めくりまして、裏面のマサバ太平洋系群の資源再建計画の策定について御説明いたします。2ページ目の上段、図の3を御覧ください。マサバ太平洋系群の令和7年度の資源評価では、親魚量は9.6万トンとなり、限界管理基準値である14.2万トンを下回ったことから、資源管理基本方針に基づく資源再建計画を策定することとなりました。管理方針では2年以内に策定することとなっておりますが、資源の減少状況を鑑み、水産庁は1年後の策定を目指して進める見込みであります。

次に、(2) マサバ小型魚が主体で漁獲されている可能性について御報告いたします。現在のマサバ太平洋系群の漁獲実態を紹介いたします。下の段の図、左側の図4を御覧ください。図4には、北部太平洋まき網による銚子漁港への水揚げ量の12月から4月の合計値をお示ししてあります。今漁期2025漁期は7,442トンとなっております。前年同期より92.8%増でしたが、5か年平均と比べると84.7%減少していました。資源量は減少しているものの、昨年の2倍近くの漁獲量になっているところです。

次に、下の右の図5を御覧ください。これは銚子漁協に水揚げされたマサバの尾叉長組成です。今漁期は、図の白抜きのグラフで表しているのが2025漁期なんですけれども、20から22センチの小型魚が主体で漁獲されております。昨漁期、黒塗りのほうですね、2024漁期は27から32センチ主体と比べまして、今年は小型化が顕著でした。親魚量の減少により未成魚の漁獲に頼らざるを得ない状況となっております。

これは昨年まで続いた黒潮大蛇行が終了し、顕著な黒潮続流の北偏がなくなり、魚群の南下自体がしやすい海況となりましたが、資源量の減少傾向の中、まき網漁場にいる未成魚の漁獲に依存しながら漁獲を積み上げている状況であることを示すものです。

以上で現在の状況の説明を終わります。ありがとうございました。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。何か御質問等ございましたらど

うぞ。

特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移ります。第2号議案「ま
さば及びごまさば太平洋系群に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」
の原案に賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

【石井会長】

挙手全員により、議第2号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、第3号議案「遊漁のまき餌釣りに係る委員会指示について」を上程いたしま
す。事務局から朗読と説明をお願いします。

【田島技師】

（朗読・説明）

【石井会長】

次に、水産課から説明をお願いします。

【篠原班長】

水産課漁業調整班の篠原と申します。着座にて説明させていただきます。

私のほうからは委員会指示の発動の経緯などについて補足説明させていただきます
ので、資料4と書いてある、こちらの「船釣りをする遊漁者の皆さんへ」という資料
を御覧ください。

こちらは、平成14年に水産庁から「海面における遊漁と漁業との調整について」と
いう通知がありまして、全国的に遊漁の実態が変わっている中で、まき餌釣りの全面
的な禁止を見直すこと、また、各都道府県の実情に合わせてまき餌釣りの禁止区域な
どを規定することについて、技術的な助言がございました。

また、同時期に遊漁船業法が改正され、遊漁船業が届出制から登録制に移行したこ
と、水産動植物の採捕に関する規制の内容の周知が事業者には義務づけられたことなど、
大幅な規制の強化がありました。

このような大きな制度の改正に併せまして、県では県内各地の遊漁ルールなどを調査し、対応を検討いたしました。その結果、平成16年度から、全面的なまき餌釣り漁法の禁止ではなく、委員会指示と推奨ルールによる2つの枠組みを構築することといたしまして、まき餌釣りを管理していたという形になっております。

お手元の資料の千葉県の地図が書いてあるところに委員会指示の概略が記載されておりまして、こちらにつきましては、全県的な数量の規制、また、外房域の禁止区域といった広い規制を定めております。

資料の裏面を御覧ください。こちらは海面利用調整部会推奨ルールとなっております。特定の時期や特定の魚の規制など、地域ごとのよりローカルな規制を定めているというところがございます。また、このチラシについては、遊漁船業者や関係団体、釣り具店、マリーナなどに配付するほか、県のホームページや講習会などでの周知に努めているところです。

今回、委員会指示の期間満了に当たり、沿海漁協に調査を実施したところ、引き続き従前の内容で発出することで、特に変更の意見等はありませんでしたので、県としてもこの委員会指示を発出していただくことが適当ではないかと考えております。

県からの補足説明は以上になります。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

ありがとうございます。発出に至る経緯の御説明まで、ありがとうございます。

何年か前、多分3年か4年ぐらい前に、私、同じような質問したような記憶があるんですけども。毎年1年ごとに見直していくというスタンスなんですけど、これはたしか特に規定はないはずだったんです。もちろん適宜対応できる状態にあるということもよく理解できるんですけども、ここ何年か見ていると、特に問題なくずっと過ごしているということがあってですね。期間の延長とかはお考えになっていないのかということをお聞きしたいのが1つです。

それから、もう一つは、たしかこれも以前ほかの委員が御質問されたと思うんです

けれども、茨城県との間での調整というのはあるのでしょうか。まき餌に関してはですね。何か話合いが行われているのかということをお聞きしたいということです。よろしくお願いします。

【石井会長】

水産課、どうぞ。

【篠原班長】

まず、期間についてなんですけれども、今おっしゃられたように、指示の内容の見直しの要望等も考えられるということで、柔軟に対応できるよう、1年とこれまでしてきております。ただ、それについては、見直しについても状況を見ながら検討していきたいというふうに考えております。

まき餌に関して、茨城県との調整というところですけども、まき餌に関しては、特に茨城県と何か調整というようなところは起きていないというところです。

【和田委員】

違うよ。今年あるだろう。

【篠原班長】

活き餌釣りに関しては、まだ問題等ありますけれども、このまき餌釣りに関しては、特に茨城県との調整問題はないです。

【和田委員】

これ大根のところまで含めるわけじゃない。海区が。禁止海区が。茨城との県境の調整ができていないから、向こうは真東と言っているじゃない。毎年出てくるんだよね。毎年って、今年はまた大根の免許がこっちに移るから、またあるんでしょう。茨城の行動が。そのときまた同じことを言われるんだよな。

あと、遊漁船同士の話合いというのはやっている？毎年言われていることだから、そこら辺のところ、分かったらお願いします。

【石井会長】

水産課、どうぞ。

【篠原班長】

茨城県とのヒラメの活き餌釣りの件に関しましては、今、行政間のほうで今後対応を協議していきたいというふうに考えております。今年、茨城県との入漁調整等もございまして、そこを踏まえて対応していきたいと考えています。

【石井会長】

和田委員。

【和田委員】

遊漁船同士の話し合いをつくるということがあったじゃない。そこら辺が全然進んでいないんじゃない？

【石井会長】

水産課、どうぞ。

【篠原班長】

遊漁船同士という形も必要なんですけれども、まずは、その前の行政間での対応の協議というところも必要だと考えております。そこも含めて対応を考えさせていただきたいと思っております。

【石井会長】

和田委員。

【和田委員】

茨城とやると、いつもその話だから。遊漁船同士の話し合いをもっと持たなきゃしょうがないということで、その場はそれで済んでいるんだけど、それをやっているかやっていないかということなんだよ。またこれ、やっていなかったら、また同じこ

となんだよ。そこら辺を、今、行政間じゃなく、遊漁船同士の話合いを持ちましょうという話がいつも出てんじゃん。それをやっていないんじゃないの？ やらなきゃしようがないんじゃないの？

【石井会長】

水産課、どうぞ。

【篠原班長】

和田委員のほうもおっしゃられたところも含めて、対応を検討していきたいというふうに考えております。

【石井会長】

よろしくお願いします。和田委員、いいですか。

【和田委員】

やってもらわないと、また同じことになりますから。

【石井会長】

御意見がないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。第3号議案「遊漁のまき餌釣りに係る委員会指示について」の原案に賛成の委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

【石井会長】

挙手全員により、第3号議案、可決・決定となるところですが、遊漁との調整に関する委員会指示の発出に当たっては、千葉県水産振興審議会海面利用調整部会の意見を聴く必要があります。このため、後日開催される海面利用調整部会で意見を聴取した結果、修正意見が出された場合は、再度本委員会でも審議することといたしますが、原案に異議のない旨の内容であった場合は、本委員会での再度の審議は省略し、原案

どおり可決・決定の上、委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。賛成委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

【石井会長】

挙手全員により、そのように取り扱わせていただきます。

なお、委員会指示の公示に当たり、県の法規担当課との調整により字句等に軽微な修正が必要となった場合には、私に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【石井会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、議題4のその他ですが、皆さん、何かありますか。

特になければ、議題を全て終了します。

次に、会議次第5のその他ですが、皆様、何かありますか。

特にないようであれば、会議次第5のその他を終了し、会議次第6の事務局連絡事項に移ります。事務局、お願いします。

【田島技師】

(事務連絡)

【石井会長】

それでは、これをもちまして、第12回千葉海区漁業調整委員会を閉会します。

午後2時21分 閉会